

建設委員会情報連絡

令和4年6月30日

情報連絡件名	頁
(1) 中川堤防嵩上げ工事と綾瀬川堤防護岸工事の工期の変更について	2
(2) 「都道における既設道路橋のバリアフリー化に関する整備方針(案)」の 都民意見の募集結果について	4
(3) 都市計画道路等の進捗状況について	5
(4) 第72回利根川治水同盟治水大会開催について	10
(5) 京成本線荒川橋梁架替事業の工事受注者の決定について	11
(6) 区民交通傷害保険の申し込み状況について	13
(7) 竹ノ塚駅西口公共駐車場の指定管理者の公募について	14
(8) じゃぶじゃぶ池の実施および運営方法について	15
(9) 江北平成公園における水施設およびドライ型ミストの実施について	18
(10) 佐野六木土地区画整理事業における清算金事務の 進捗状況について	20
(11) 区営住宅等及び都営住宅における垂直避難用住戸の確保について	21
(12) 大谷田区営住宅集約建替計画の居住者対応について	23

【参考】

《交通網・都市基盤整備調査特別委員会報告事項》

※ 資料は、交通網・都市基盤整備調査特別委員会（都市建設部）の報告資料にあり

- (1) 花畑周辺地域におけるバスの試験運行について
- (2) 多様な交通手段の導入に向けた取組状況について
- (3) 令和4年度足立区総合交通計画推進会議の開催について
- (4) 【追加】日暮里・舎人ライナーの災害対策等に関する
東京都交通局への要望について
- (5) 竹ノ塚駅付近鉄道高架化の取組み状況について
- (6) 有楽町線（地下鉄8号線）の整備促進に向けた取組み状況について
- (7) メトロセブンの整備促進に向けた取組み状況について

(都市建設部)

建設委員会情報連絡

令和4年6月30日

件名	中川堤防嵩上げ工事と綾瀬川堤防護岸工事の工期の変更について																											
所管部課名	都市建設部都市建設課																											
内 容	<p>国土交通省江戸川河川事務所から、中川堤防嵩上げ工事と綾瀬川堤防護岸工事について、工期の変更の申し出があったので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 工期変更箇所（別紙参照P3）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">番号</th> <th style="width: 5%;">河川</th> <th style="width: 20%;">工事箇所 (施工延長)</th> <th style="width: 15%;">当初工期</th> <th style="width: 15%;">変更工期</th> <th style="width: 40%;">変更理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">中川</td> <td>大谷田一・二丁目地区 (約640m)</td> <td style="text-align: center;">令和4年 6月30日</td> <td style="text-align: center;">令和4年 10月下旬 (予定)</td> <td>地元の要望により施工時間の制約があること及び交通管理者との調整に時間を要しているため。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>中川三・五丁目地区 (約100m)</td> <td style="text-align: center;">令和4年 6月30日</td> <td style="text-align: center;">令和4年 12月下旬 (予定)</td> <td>地元の要望により通行止め範囲の見直しを行ったこと等地元調整に時間を要しているため。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">綾瀬川</td> <td>南花畑三丁目地区 (約150m)</td> <td style="text-align: center;">令和4年 6月30日</td> <td style="text-align: center;">令和5年 3月下旬 (予定)</td> <td>工事乗り入れ場所変更に伴う調整に時間を要したこと及び仮設構造の見直し（構台施工）を行ったため。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 今後の方針</p> <p>国土交通省江戸川河川事務所と協議し、各地区の工事が円滑に進むように要請していくとともに、区としても引き続き協力を行っていく。</p>					番号	河川	工事箇所 (施工延長)	当初工期	変更工期	変更理由	1	中川	大谷田一・二丁目地区 (約640m)	令和4年 6月30日	令和4年 10月下旬 (予定)	地元の要望により施工時間の制約があること及び交通管理者との調整に時間を要しているため。	2	中川三・五丁目地区 (約100m)	令和4年 6月30日	令和4年 12月下旬 (予定)	地元の要望により通行止め範囲の見直しを行ったこと等地元調整に時間を要しているため。	3	綾瀬川	南花畑三丁目地区 (約150m)	令和4年 6月30日	令和5年 3月下旬 (予定)	工事乗り入れ場所変更に伴う調整に時間を要したこと及び仮設構造の見直し（構台施工）を行ったため。
番号	河川	工事箇所 (施工延長)	当初工期	変更工期	変更理由																							
1	中川	大谷田一・二丁目地区 (約640m)	令和4年 6月30日	令和4年 10月下旬 (予定)	地元の要望により施工時間の制約があること及び交通管理者との調整に時間を要しているため。																							
2		中川三・五丁目地区 (約100m)	令和4年 6月30日	令和4年 12月下旬 (予定)	地元の要望により通行止め範囲の見直しを行ったこと等地元調整に時間を要しているため。																							
3	綾瀬川	南花畑三丁目地区 (約150m)	令和4年 6月30日	令和5年 3月下旬 (予定)	工事乗り入れ場所変更に伴う調整に時間を要したこと及び仮設構造の見直し（構台施工）を行ったため。																							
問題点 今後の方針	<p>工期の変更に伴い、地域や沿川住民への丁寧な周知及び交通管理者等と十分に協議し円滑な工事の完成を要請していくとともに、区としても引き続き協力を行っていく。</p>																											

中川堤防嵩上げ工事



1 大谷田一・二丁目地区 (約640m)
 工期の延伸
 令和4年6月30日 ⇒ **令和4年10月下旬まで (予定)**

2 中川三・五丁目地区 (約100m)
 工期の延伸
 令和4年6月30日 ⇒ **令和4年12月下旬まで (予定)**

綾瀬川堤防護岸工事




3 南花畑三丁目地区 (約150m)
 工期の変更
 令和4年6月30日 ⇒ **令和5年3月下旬まで (予定)**

—— 施工区域
 - - - - 次年度以降の施工区域

建設委員会情報連絡

令和4年6月30日

件名	「都道における既設道路橋のバリアフリー化に関する整備方針（案）」の都民意見の募集結果について
所管部課名	都市建設部都市建設課 事業調整担当課
内容	<p>東京都から「都道における既設道路橋のバリアフリー化に関する整備方針（案）」の都民意見の募集結果に関する情報提供があったので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 募集期間 令和4年3月31日（木）～令和4年4月29日（金）</p> <p>2 検証の対象となる橋梁 約50橋（全都道橋は約1200橋）</p> <p>3 東京都が優先的に整備を検討する橋梁</p> <p>(1) 橋梁数 6橋 (2) 検討橋梁 ア 両大師橋（台東区） イ 新神谷橋（足立区～北区） ウ 隅田川大橋（中央区～江東区） エ 青砥橋（葛飾区） オ 丸八橋（江東区） カ 佃大橋（中央区）</p> <p>4 意見総数及び主な意見</p> <p>(1) 意見総数 7件</p> <p>(2) 主な意見 ア 飯塚橋は勾配がきつく長いうえ歩道が狭く、自転車の往来が多い状況であるので、バリアフリー化を早急に講じていただきたい。 イ 優先的に整備を検討する橋は6橋と少なすぎる。飯塚橋についても住民、利用者が安心して渡れる橋として改善するよう検討願います。</p> <div data-bbox="932 1117 1417 1628" style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>意見募集に関する資料は建設局ホームページよりダウンロードできます。</p>  <p>建設局ホームページ</p> </div>
問題点 今後の方針	都道橋のバリアフリー化については、東京都の整備方針と橋の周辺環境の変化などを注視し、必要に応じて都に整備要望を検討していく。

建設委員会情報連絡

令和4年6月30日

件名	都市計画道路等の進捗状況について
所管部課名	都市建設部都市建設課 事業調整担当課 道路公園整備室道路整備課 鉄道立体推進室鉄道関連事業課
内容	<p>令和4年4月1日現在、区内の都市計画道路の整備状況は、計画路線約161kmのうち概成完成路線は約123km（約76%）である。また、事業中路線が約10kmであり、未着手路線は約28kmとなっている。</p> <p>区内の都市計画道路等の進捗状況は以下のとおりである。 （別紙参照 P8、9）</p> <p>1 足立区が施行している路線</p> <p>(1) 補助第138号線その2（環七南通り） 関原三丁目～梅田五丁目 延長＝約280m、幅員＝16m ・ 用地取得 取得率100%</p> <p>(2) 補助第256号線（花畑大橋通り） 中央本町三丁目～青井六丁目 延長＝約840m、幅員＝15m ・ 用地取得 取得率 18%</p> <p>(3) 区画街路第14号線 西竹の塚二丁目 延長＝約97m、幅員＝18m、交通広場＝4,249㎡ ・ 用地取得 取得率99%（東武鉄道敷地を除く）</p> <p>(4) 区画街路第15号線 谷中四丁目地内 延長＝約7.6m、幅員＝19m ・ 用地取得 取得率0%（公社買収済み）</p> <p>2 東京都第六建設事務所が施行している路線</p> <p>(1) 補助第109号線 北加平町～神明一丁目 延長＝約1,210m、幅員＝15m 用地取得 取得率0%</p> <p>(2) 補助第118号線 小台一丁目 延長＝約190m、幅員＝15m</p>

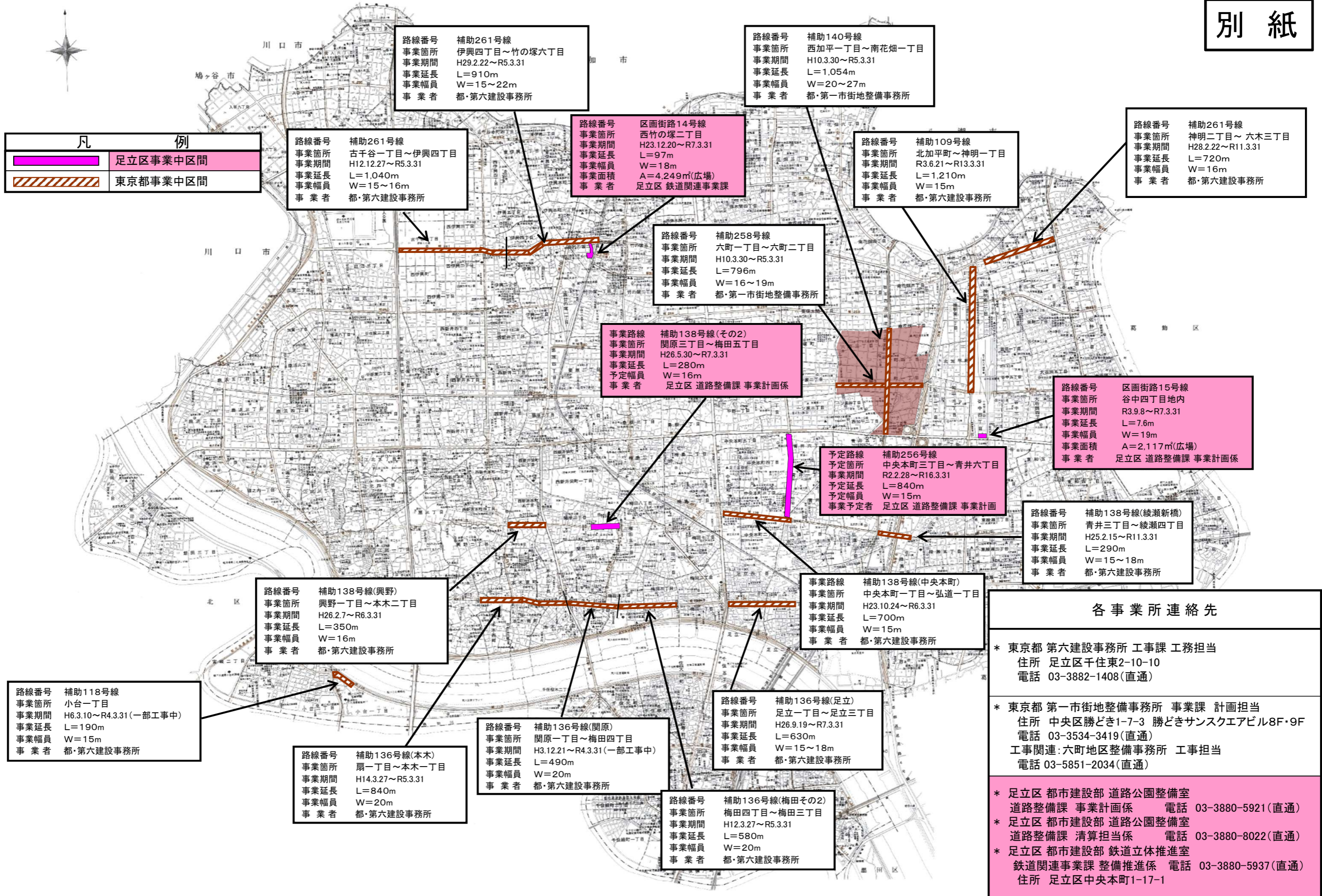
- ・ 街路築造工事を実施中 (延長=約190m)
- (3) 補助第136号線
- ア 扇一丁目～本木一丁目
延長=約840m、幅員=20m
- ・ 用地取得 取得率97%
 - ・ 街路築造工事を実施中 (延長=約200m)
- イ 関原一丁目～梅田四丁目
延長=約490m、幅員=20m
- ・ 用地取得 取得率99%
 - ・ 歩道舗装工事を実施中
- ウ 梅田四丁目～梅田三丁目
延長=約580m、幅員=20m
- ・ 用地取得 取得率99%
- エ 足立一丁目～足立三丁目
延長=約630m、幅員=15～18m
- ・ 用地取得 取得率82%
 - ・ 排水管設置工事を予定 (延長=約160m)
- (4) 補助138号線 (環七南通り)
- ア 中央本町一丁目～弘道一丁目
延長=約700m、幅員=15m
- ・ 用地取得 取得率69%
 - ・ 排水管設置工事を予定 (延長=約200m)
- イ 青井三丁目～綾瀬五丁目 (綾瀬新橋)
延長=約290m、幅員=15～18m
- ・ 用地取得 取得率97%
 - ・ 取付護岸工事を予定 (延長=約45m)
- ウ 興野一丁目～本木二丁目
延長=約350m、幅員=16m
- ・ 用地取得 取得率91%
- (5) 補助第261号線 (舎人公園通り)
- ア 古千谷一丁目～伊興四丁目
延長=約1,040m、幅員=15～16m
- ・ 用地取得 取得率98%
 - ・ 舗装工事を実施中 (延長=約300m)
- イ 神明二丁目～六木三丁目
延長=約720m、幅員=16m
- ・ 用地取得 取得率82%
- ウ 伊興四丁目～竹の塚六丁目
延長=約910m、幅員=15～22m
- ・ 用地取得 取得率42%

	<p>3 東京都第一市街地整備事務所が施行している路線</p> <p>六町四丁目付近土地区画整理事業 69.03 ha</p> <p>ア 補助第140号線 西加平一丁目～南花畑一丁目 延長＝約1,054m、幅員＝20～27m</p> <ul style="list-style-type: none"> • 暫定整備延長＝1,054m <p>イ 補助第258号線（環七北通り） 六町一丁目～六町二丁目 延長＝約796m、幅員＝16～19m</p> <ul style="list-style-type: none"> • 暫定整備延長＝約758m • 未整備延長＝約38m
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>1 足立区施行路線については、事業を円滑に推進するため、工程及び施工管理を適切に行うとともに、関係機関との協議も進めていく。</p> <p>2 東京都施行路線については、東京都に事業の整備促進を要望する。</p>

都市計画道路事業箇所図

足立区 道路整備課・都市建設課 作成 令和4年4月1日現在

別紙



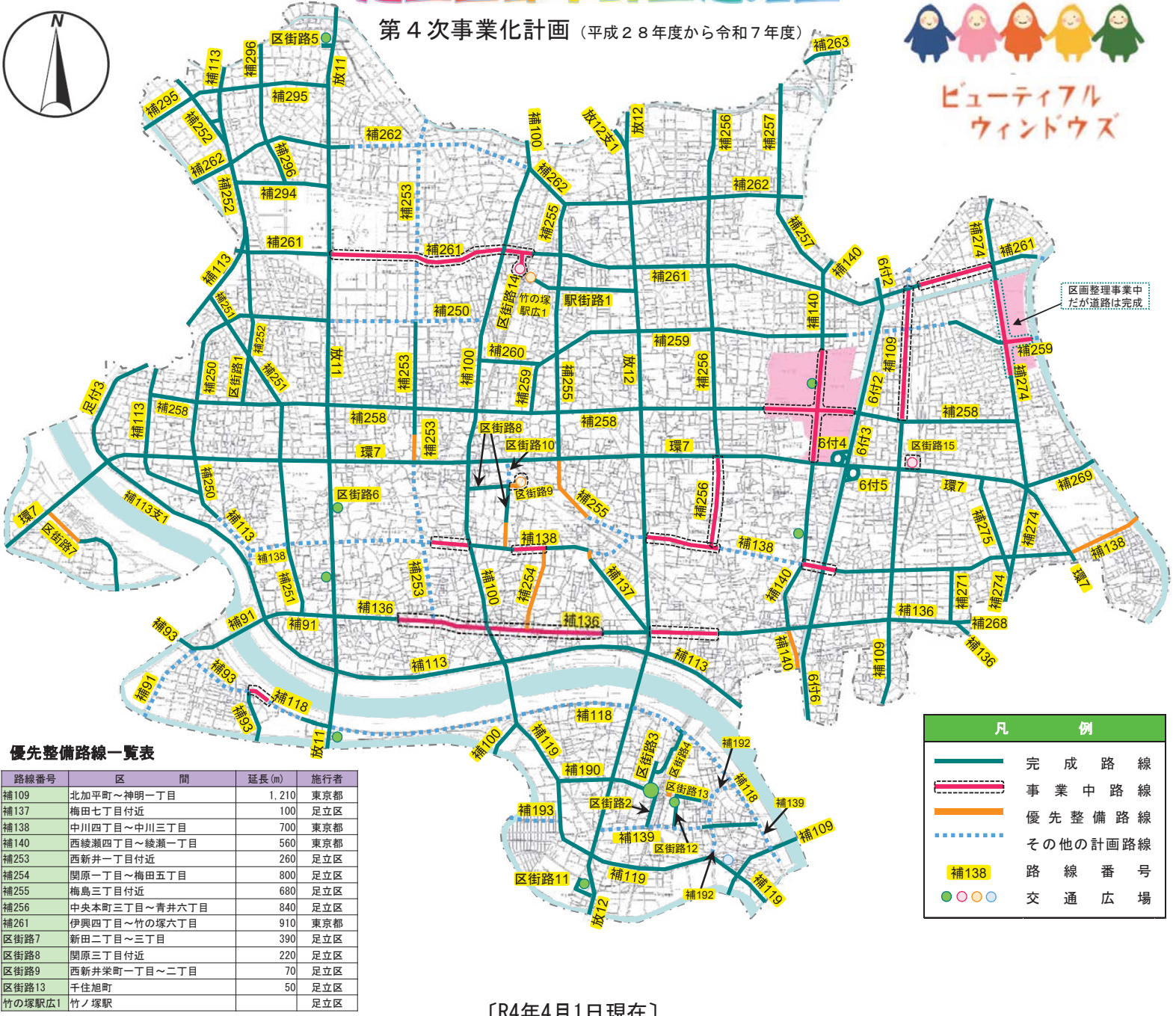
凡	例
	足立区事業中区分
	東京都事業中区分

足立区都市計画道路図

第4次事業化計画（平成28年度から令和7年度）



ビューティフル
ウィンドウズ



都市計画道路一覧表

路線番号	始点	終点	区内幅員(m)	区内延長(m)
放11	台・根岸二丁目	舎人四丁目	25~58	7,130
放12	中・日本橋三丁目	西保木間四丁目	25~57	7,800
放12支1	西保木間三丁目	西保木間四丁目	27~37	260
環7	大・平和島六丁目	江・堀江町	25~38	11,050
補91	北・上中里二丁目	扇二丁目	15~30	2,520
補93	文・本駒込三丁目	北・王子五丁目	15	1,360
補100	台・根岸二丁目	東伊興二丁目	15~41	6,100
補109	台・浅草七丁目	神明三丁目	15~27	5,100
補113	鹿浜五丁目	葛・小菅三丁目	15~44	10,620
補113支1	江北二丁目	鹿浜一丁目	22~37.75	1,740
補118	小台一丁目	柳原二丁目	15	5,470
補119	千住元町二丁目	江・富岡二丁目	15~27	3,360
補136	扇一丁目	葛・新宿二丁目	15~34	6,000
補137	梅田一丁目	梅田六丁目	15	920
補138	江北二丁目	葛・東金町二丁目	11~16	8,620
補139	千住一丁目	柳原一丁目	15	2,010
補140	南花畑四丁目	江・西葛西二丁目	18~27	3,880
補190	千住二丁目	千住龍田町	15~18	870
補192	柳原二丁目	千住曙町	15	820
補193	荒・東尾久八丁目	千住緑町三丁目	15	460
補250	堀之内二丁目	伊興一丁目	15~16	4,240
補251	江北一丁目	加賀二丁目	15~27	3,290
補252	鹿浜八丁目	入谷九丁目	16~44	2,840
補253	本木北町	古千谷本町四丁目	15~27	4,850
補254	梅田四丁目	梅田五丁目	16	800
補255	梅島一丁目	竹の塚七丁目	15~27	3,530
補256	中央本町三丁目	花畑五丁目	15~16	4,180
補257	南花畑四丁目	花畑七丁目	16	1,910
補258	鹿浜五丁目	大谷田五丁目	15~30	8,290
補259	栗原二丁目	葛・水元四丁目	15~16	5,470
補260	栗原四丁目	六月三丁目	23	550
補261	入谷七丁目	葛・南水元一丁目	15~39.2	7,780
補262	入谷八丁目	花畑二丁目	16	6,150
補263	花畑八丁目	花畑八丁目	16	390
補268	東和一丁目	葛・立石七丁目	11	120
補269	大谷田一丁目	葛・水元三丁目	20~39	650
補271	東綾瀬一丁目	東綾瀬二丁目	12	490
補274	葛・立石一丁目	六木三丁目	11~16	3,820
補275	東和二丁目	東和五丁目	11	950
補294	入谷五丁目	入谷町	22	860
補295	入谷九丁目	舎人二丁目	16	1,870
補296	入谷町	舎人六丁目	16	1,360
6号付属2	神明一丁目	北加平町	6~26	1,280
6号付属3	加平二丁目	加平二丁目	6	500
6号付属4	西加平一丁目	西加平一丁目	6	200
6号付属5	加平一丁目	加平一丁目	6	120
6号付属6	加平一丁目	綾瀬一丁目	6	2,060
足立線付属3	鹿浜二丁目	鹿浜二丁目	6~18.5	390
王子線付属4	宮城二丁目	宮城二丁目	7.5	250
区街路1	鹿浜四丁目	鹿浜六丁目	15	440
区街路2	千住一丁目	千住二丁目	9	290
区街路3	千住三丁目	千住三丁目	12	240
区街路4	千住三丁目	日の出町	9	490
区街路5	舎人五丁目	舎人五丁目	16	50
区街路6	西新井本町二丁目	西新井本町二丁目	23	10
区街路7	新田二丁目	新田三丁目	17~22	1,130
区街路8	関原三丁目	西新井栄町一丁目	17	980
区街路9	西新井栄町一丁目	西新井栄町二丁目	22	80
区街路10	西新井栄町二丁目	西新井栄町二丁目	17	230
区街路11	千住橋戸町	千住橋戸町	18	260
区街路12	千住旭町	千住旭町	16	260
区街路13	千住旭町	千住旭町	7~12	410
区街路14	西竹の塚二丁目	西竹の塚二丁目	18	100
区街路15	谷中四丁目	谷中四丁目	19	10
竹の塚駅街路1	竹の塚六丁目	竹の塚四丁目	22	970

優先整備路線一覧表

路線番号	区間	延長(m)	施行者
補109	北加平町~神明一丁目	1,210	東京都
補137	梅田七丁目付近	100	足立区
補138	中川四丁目~中川三丁目	700	東京都
補140	西綾瀬四丁目~綾瀬一丁目	560	東京都
補253	西新井一丁目付近	260	足立区
補254	関原一丁目~梅田五丁目	800	足立区
補255	梅島三丁目付近	680	足立区
補256	中央本町三丁目~青井六丁目	840	足立区
補261	伊興四丁目~竹の塚六丁目	910	東京都
区街路7	新田二丁目~三丁目	390	足立区
区街路8	関原三丁目付近	220	足立区
区街路9	西新井栄町一丁目~二丁目	70	足立区
区街路13	千住旭町	50	足立区
竹の塚駅街路1	竹ノ塚駅		足立区

備考: 1.都市高速道路及び特殊街路を除く

2.路線番号の放は放射線、環は環状線、補は補助線、付は都市高速道路付属街路、区街路は足立区画街路の略称です。

[R4年4月1日現在]

建設委員会情報連絡

令和4年6月30日

件名	第72回利根川治水同盟治水大会開催について
所管部課名	都市建設部都市建設課
内容	<p>区議会のご理解をいただき、当区が総会及び大会に参加し活動している利根川治水同盟治水大会について、東京都から第72回大会開催の連絡があったため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 開催日時 令和4年8月4日（木）午後1時30分～午後3時</p> <p>2 場所 埼玉県加須市 パストラルかぞ 大ホール</p> <p>3 内容（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長挨拶 ・ 開催県代表挨拶 ・ 来賓祝辞 ・ 来賓紹介 ・ 事業説明 ・ 意見発表 ・ 大会宣言・決議 ・ 次期開催都市挨拶 <p>4 出席者 足立区議会議員 足立区職員</p>
問題点 今後の方針	<p>1 今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、書面開催の可能性はある。</p> <p>2 来年度の開催日時、場所等については現段階では未定である。</p>

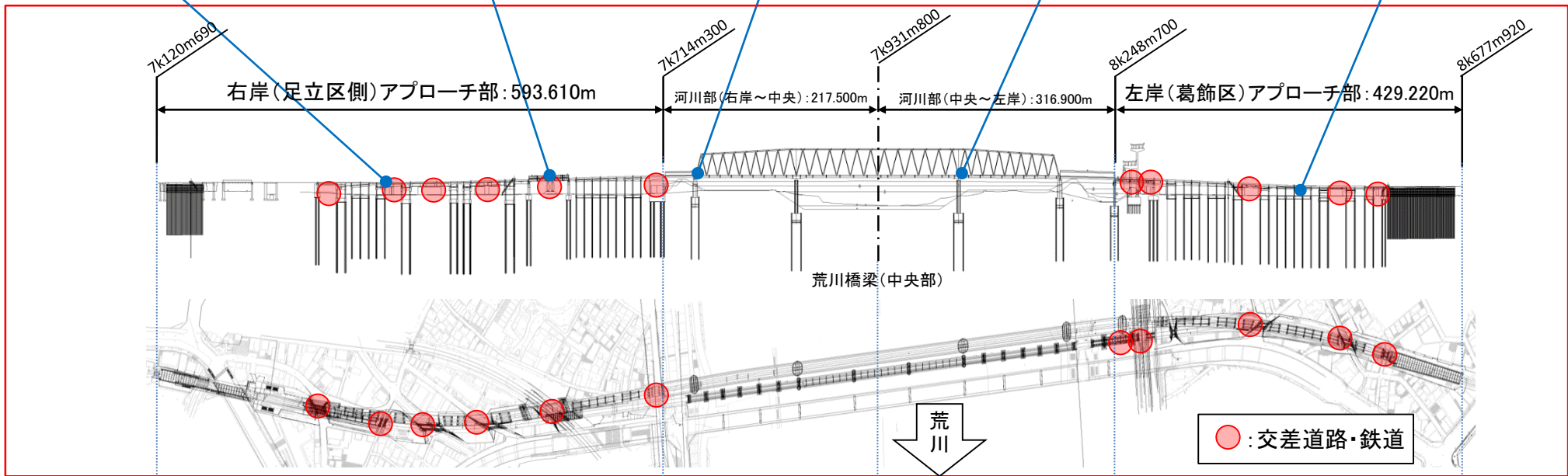
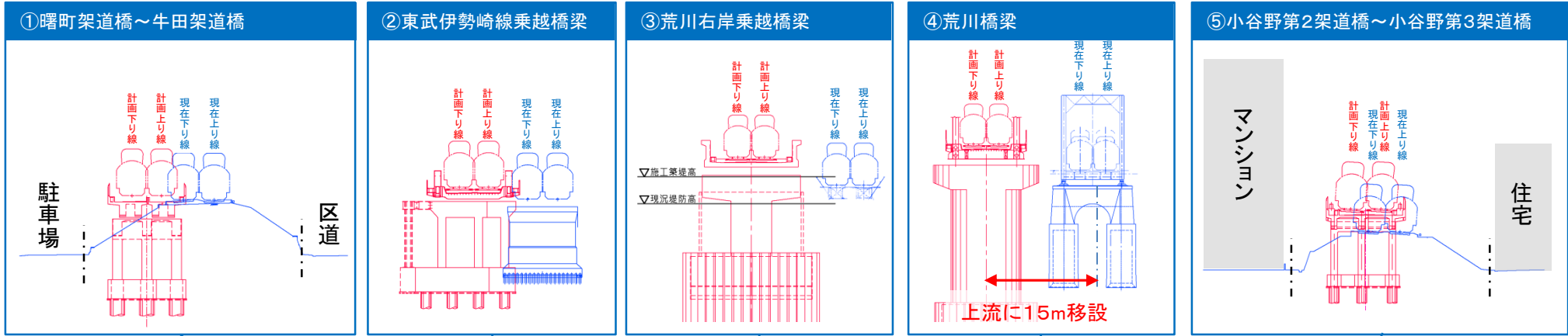
建設委員会情報連絡

令和4年6月30日

件名	京成本線荒川橋梁架替事業の工事受注者の決定について
所管部課名	都市建設部都市建設課 事業調整担当課
内容	<p>京成電鉄（株）から「京成本線荒川橋梁架替事業」の工事受注者が決定したとの情報提供があったので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 京成本線荒川橋梁架替事業</p> <p>(1) 発注者 京成電鉄（株）</p> <p>(2) 施工期間 令和4年の工事説明会後から令和19年度末</p> <p>(3) 受注者及び施工範囲 別紙「京成本線荒川橋梁架替事業概要図」のとおり（P12）</p> <p>2 工事説明会（予定）</p> <p>(1) 足立区側 時期 令和4年8月下旬 会場 千寿桜堤中学校</p> <p>(2) 葛飾区側 葛飾区と調整中</p> <p>3 その他</p> <p>国土交通省が令和4年度から、大型の工事車両が通行できるよう、荒川河川敷の斜路を拡張する工事を実施する。</p> <p>(1) 発注者 国土交通省荒川下流河川事務所</p> <p>(2) 施工期間 令和4年11月から令和5年3月</p> <p>(3) 受注者 未定</p> <p>(4) 施工範囲 荒川河川敷 日の出町緑地野球場 E面・F面付近</p>
問題点 今後の方針	京成本線荒川橋梁架替事業について、適宜、区議会に進捗状況を報告する。

京成本線荒川桥梁架替事業 概要図

別紙



	1工区 (大林・東急・鉄建建設 共同企業体)	2工区 (奥村・安藤・間建設 共同企業体)	3工区 (大成・京成建設 共同企業体)	4工区 (清水・京成・銭高建設 共同企業体)
主要工事	アプローチ部高架橋:一式 東武伊勢崎線乗越橋梁:一式 京成関屋駅ホーム工事 既設法面撤去 他	荒川橋梁 桁製作 橋脚築造及び桁架設 旧橋撤去	荒川橋梁及び綾瀬川橋梁 桁製作 橋脚築造及び桁架設 旧橋撤去	アプローチ部高架橋:一式 工事桁(仮線) 既設法面撤去 他

建設委員会情報連絡

令和4年6月30日

件 名	区民交通傷害保険の申し込み状況について																						
所管部課名	都市建設部交通対策課 駐輪場対策担当課																						
内 容	<p>令和4年度の区民交通傷害保険を募集したところ、以下のとおり申し込みがあったので報告する。</p> <p>1 申し込み人数（カッコ内は令和3年度の数值） 11,687人（10,668人）</p> <p>2 合計保険料 21,373,700円（18,191,000円）</p> <p>3 保険概要</p> <p>(1) 申し込み期間 令和4年2月1日（火）～3月31日（木）</p> <p>(2) 申し込み資格 足立区に住所のある方および在勤者、在学者 （令和4年4月1日現在）</p> <p>(3) 一時払保険料と最高保険金額（年間）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">コース</th> <th rowspan="2">一時払保険料</th> <th colspan="2">最高保険金額</th> </tr> <tr> <th>交通傷害</th> <th>自転車賠償</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ア</td> <td style="text-align: center;">1,400円</td> <td style="text-align: center;">35万円</td> <td style="text-align: center;">1億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ</td> <td style="text-align: center;">1,900円</td> <td style="text-align: center;">150万円</td> <td style="text-align: center;">1億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ウ</td> <td style="text-align: center;">2,500円</td> <td style="text-align: center;">350万円</td> <td style="text-align: center;">1億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">エ</td> <td style="text-align: center;">3,500円</td> <td style="text-align: center;">600万円</td> <td style="text-align: center;">1億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 その他 令和2年度より募集を開始したが、年々増加傾向にある。</p>	コース	一時払保険料	最高保険金額		交通傷害	自転車賠償	ア	1,400円	35万円	1億円	イ	1,900円	150万円	1億円	ウ	2,500円	350万円	1億円	エ	3,500円	600万円	1億円
コース	一時払保険料			最高保険金額																			
		交通傷害	自転車賠償																				
ア	1,400円	35万円	1億円																				
イ	1,900円	150万円	1億円																				
ウ	2,500円	350万円	1億円																				
エ	3,500円	600万円	1億円																				
問 題 点 今後の方針	交通安全教室やキャンペーン、SNS等を通じて周知を進めていく。また、区職員に対しては引き続き自転車保険への加入を促していく。																						

建設委員会情報連絡

令和4年6月30日

件名	竹ノ塚駅西口公共駐車場の指定管理者の公募について
所管部課名	都市建設部交通対策課 駐輪場対策担当課
内容	<p>竹ノ塚駅西口公共駐車場の指定管理者との指定管理期間が令和5年3月31日をもって終了となるため、足立区竹ノ塚駅公共駐車場条例第19条に基づき、指定管理者の公募を以下のとおり行うので報告する。</p> <p>1 指定管理業務の概要</p> <p>(1) 対象施設</p> <p>ア 名称 竹ノ塚駅西口公共駐車場</p> <p>イ 所在地 足立区西竹の塚一丁目11番2号 エミエルタワー内</p> <p>ウ 駐車台数 自転車153台 原付9台 自動車77台</p> <p>(2) 指定期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）</p> <p>(3) 指定管理業務の範囲</p> <p>ア 業務範囲 自転車等駐車場及び自動車駐車場の管理運営業務全般</p> <p>イ 開場時間 自転車等駐車場 午前5時～翌午前1時 自動車駐車場 24時間</p> <p>2 今後の予定</p> <p>令和4年7月上旬 公募要項・様式等の発表・配布</p> <p>令和4年7月下旬 応募受付期間</p> <p>令和4年8月～9月 第1次選定・第2次選定審査会</p> <p>令和4年10月 労働条件審査</p> <p>令和4年11月 指定管理者候補の決定</p> <p>令和4年第4回定例会 議案提出予定（指定管理者の決定）</p>
問題点 今後の方針	利用者へのサービス水準が維持向上できるよう、適正に指定管理者の選定を行っていく。

建設委員会情報連絡

令和4年6月30日

件名	じゃぶじゃぶ池の実施および運営方法について									
所管部課名	道路公園整備室東部道路公園維持課 西部道路公園維持課 パークイノベーション推進課									
内容	<p>令和4年度のじゃぶじゃぶ池の実施および運営方法について報告する。</p> <p>1 実施期間（従来どおり） 令和4年7月14日（木）から9月4日（日）の53日間</p> <p>2 対象者 オムツを使わなくなった就学前の子ども</p> <p>3 実施箇所（従来どおり、別紙参照 P17） 区立公園21か所</p> <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">内訳</td> <td style="padding-right: 20px;">管理業務委託箇所</td> <td style="text-align: right;">18か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>包括的民間委託箇所</td> <td style="text-align: right;">2か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>指定管理者運営箇所</td> <td style="text-align: right;">1か所</td> </tr> </table> <p>4 開設時間（昨年度から継続） 午前9時～午後1時（1回50分の入れ替え、4回制）</p> <p>5 運営方法</p> <p>（1）熱中症対策について（従来どおり）</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 暑さ指数が31℃以上に達した際は、利用を中止する。 ※ 暑さ指数は、湿度、日射・輻射（ふくしゃ）熱、気温の3要素により決定されるもので、暑さ指数31℃という場合、気温は35℃以上が目安となる。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 周知方法（従来どおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ツイッターでの情報発信 ・ 現地での看板掲示および係員による来場者への説明 ・ 環境省の暑さ指数に関するサイト（二次元バーコード）に関するビラの配布 <p>（2）水遊びパンツの使用について（従来どおり） 使用は認めない。 理由 取扱いメーカーの見解から「尿については流れ出す構造である」ため、プールとしての水質基準を確保するには、水遊びパンツの使用は不適と判断した。</p>	内訳	管理業務委託箇所	18か所		包括的民間委託箇所	2か所		指定管理者運営箇所	1か所
内訳	管理業務委託箇所	18か所								
	包括的民間委託箇所	2か所								
	指定管理者運営箇所	1か所								

	<p>(3) 新型コロナウイルス対策について（令和2年度から継続） 時間ごとに利用人数の上限を設定し、上限を超えた場合は整理券を配り、次の開設時間帯の利用をお願いする。</p> <p>【参考】 今後のじゃぶじゃぶ池整備予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 六町二号公園（六町土地区画整理事業からの引継ぎ後、整備予定のため、現時点での整備時期未定）
<p>問 題 点 今後の方針</p>	<p>熱中症対策や新型コロナウイルス対策について、広報・ホームページ・現地看板等を通じ、利用者への周知を図っていく。</p>

令和4年じゃぶじゃぶ池案内図

7月14日から9月4日までオープン!
開設時間・・・9:00～13:00

※ 週休日はじゃぶじゃぶ池ごとに異なりますので、下図をご確認ください。※



お休み無し

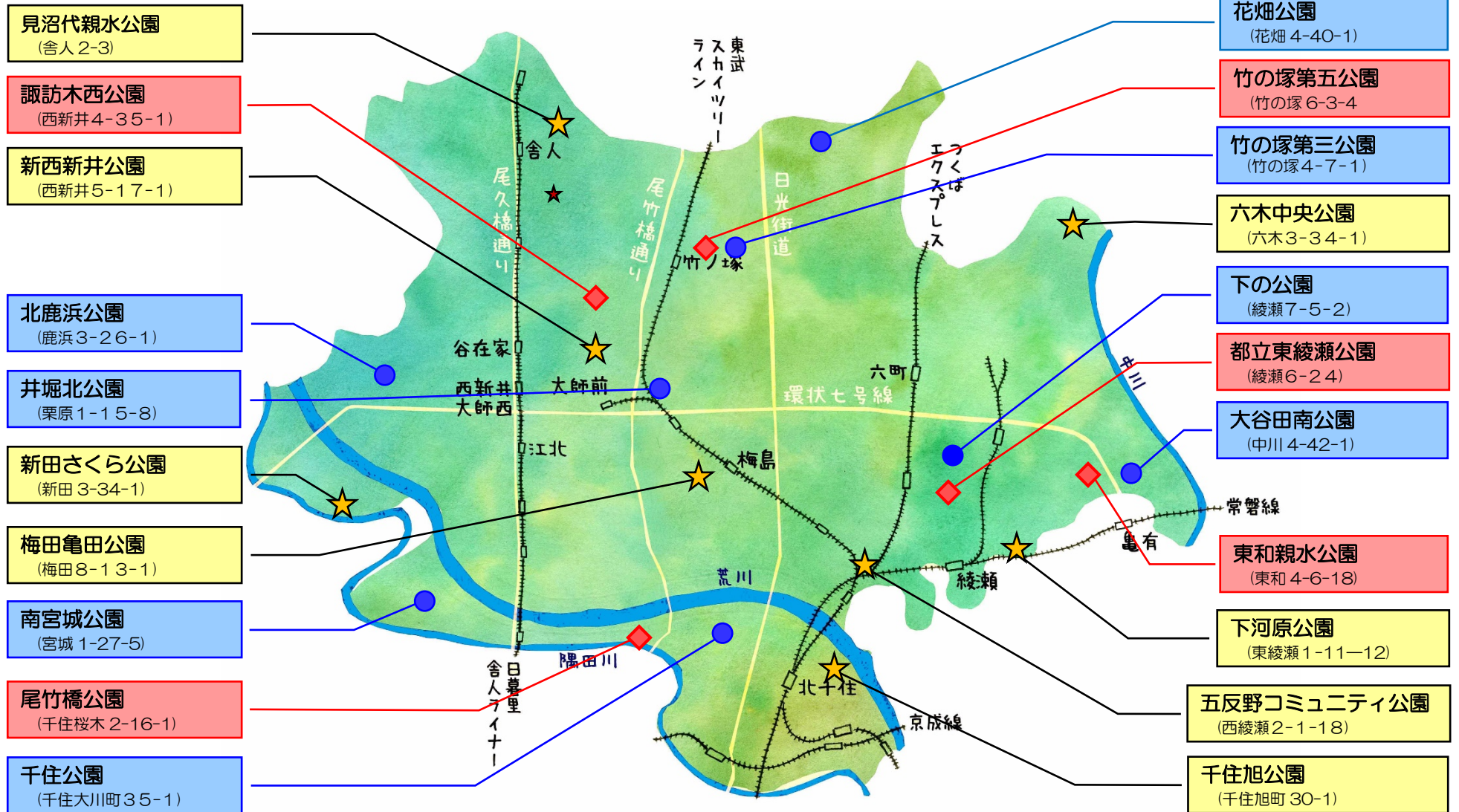


月曜日お休み



火曜日お休み

別紙



★ 都立舎人公園のじゃぶじゃぶ池については、舎人公園サービスセンターへお問い合わせください。

建設委員会情報連絡

令和4年6月30日

件名	江北平成公園における水施設およびドライ型ミストの実施について
所管部課名	道路公園整備室東部道路公園維持課 西部道路公園維持課
内容	<p>令和4年度の江北平成公園における水施設およびドライ型ミストの実施について報告する。</p> <p>1 江北平成公園水施設（別紙参照 P19、江北四丁目4-16）</p> <p>（1）実施期間 令和4年7月14日（木）から9月4日（日）の53日間</p> <p>（2）対象者 だれでも利用可能</p> <p>（3）時間 午前9時～午後4時（悪天候などは中止）</p> <p>（4）運営方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水遊びパンツの使用可能 ・ 新型コロナウイルス感染症対策として、一般の公園施設同様、密を避け、すいている時間の利用を現地掲示等でお願ひする。 <p>2 ドライ型ミスト（※）</p> <p>（1）実施期間 令和4年7月14日（木）から9月4日（日）の53日間</p> <p>（2）対象者 幼児コーナー利用者</p> <p>（3）実施箇所（別紙参照 P19）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 西新井さかえ公園幼児コーナー（西新井栄町一丁目19-1） ・ 千住大橋さくら公園幼児コーナー（千住緑町一丁目1-10） <p>（4）時間 午前9時～午後4時（悪天候などは中止）</p> <p>（5）運営方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症対策として、一般の公園施設同様、密を避け、すいている時間の利用を現地掲示等でお願ひする。 <p>※ ドライ型ミスト：水の粒子が16マイクロメートルと小さいため、素早く蒸発し、肌や服が濡れることがないミスト。</p>
問題点 今後の方針	新型コロナウイルス対策や利用方法について、ホームページ・現地看板等を通じ、利用者への周知を図っていく。

足立区立公園 ミスト施設位置図

別紙



建設委員会情報連絡

令和4年6月30日

件名	佐野六木土地区画整理事業における清算金事務の進捗状況について																																							
所管部課名	道路公園整備室道路整備課																																							
内容	<p>令和3年6月16日に換地処分公告を実施し、権利者ごとに決定した清算金について、交付及び徴収事務の進捗状況を報告する。</p> <p>1 交付清算金 令和3年度、対象権利者に対して一括交付が完了した。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 60%;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">権利者数（人）</th> <th style="text-align: center;">金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">計画</td> <td style="text-align: center;">413</td> <td style="text-align: right;">147,518,369</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実績</td> <td style="text-align: center;">413</td> <td style="text-align: right;">147,518,369</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 徴収清算金 総額147,520,460円を令和3年度から令和8年度の期間で、一括・繰上・分割（最大11回）により徴収する。</p> <p>(1) 令和3年度</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 60%;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">権利者数（人）</th> <th style="text-align: center;">金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">計画</td> <td style="text-align: center;">418</td> <td style="text-align: right;">21,333,272</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実績</td> <td style="text-align: center;">415^{※1}</td> <td style="text-align: right;">102,861,927^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 3名（計53,350円）未納 ※2 一括納付申出者の清算金納付により実績金額が増加した。</p> <p>(2) 令和4年度以降の計画 分割納付対象者から徴収する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 60%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">権利者数（人）</th> <th style="text-align: center;">金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td style="text-align: center;">93</td> <td style="text-align: right;">11,146,449</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> <td style="text-align: center;">57</td> <td style="text-align: right;">9,290,562</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> <td style="text-align: center;">51</td> <td style="text-align: right;">8,710,979</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和7年度</td> <td style="text-align: center;">43</td> <td style="text-align: right;">8,054,421</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和8年度</td> <td style="text-align: center;">36</td> <td style="text-align: right;">7,402,772</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">44,605,183</td> </tr> </tbody> </table>		権利者数（人）	金額（円）	計画	413	147,518,369	実績	413	147,518,369		権利者数（人）	金額（円）	計画	418	21,333,272	実績	415 ^{※1}	102,861,927 ^{※2}	年度	権利者数（人）	金額（円）	令和4年度	93	11,146,449	令和5年度	57	9,290,562	令和6年度	51	8,710,979	令和7年度	43	8,054,421	令和8年度	36	7,402,772	計		44,605,183
	権利者数（人）	金額（円）																																						
計画	413	147,518,369																																						
実績	413	147,518,369																																						
	権利者数（人）	金額（円）																																						
計画	418	21,333,272																																						
実績	415 ^{※1}	102,861,927 ^{※2}																																						
年度	権利者数（人）	金額（円）																																						
令和4年度	93	11,146,449																																						
令和5年度	57	9,290,562																																						
令和6年度	51	8,710,979																																						
令和7年度	43	8,054,421																																						
令和8年度	36	7,402,772																																						
計		44,605,183																																						
問題点 今後の方針	各権利者間の公平性を保つため、徴収事務を適切に進めていく。																																							

建設委員会情報連絡

令和4年6月30日

件名	区営住宅等及び都営住宅における垂直避難用住戸の確保について																																																																												
所管部課名	建築室住宅課 総合防災対策室災害対策課																																																																												
内容	<p>区営住宅等及び都営住宅における垂直避難用住戸の確保に関する現在の取組み状況を、以下のとおり報告する。</p> <p>1 令和4年度に垂直避難住戸として確保した区営住宅等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No</th> <th style="width: 25%;">住宅名 (棟数・規模)</th> <th style="width: 10%;">活戸数 (対象階)</th> <th style="width: 10%;">面積(m²) 間取り</th> <th style="width: 15%;">浸水階及び 居住者数</th> <th style="width: 10%;">収容可能 人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>竹の塚六丁目 (2棟・5階建)</td> <td>1戸 (5階)</td> <td>51 3DK</td> <td>1階 15人</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>伊興町前沼 (2棟・5階建)</td> <td>1戸 (3階)</td> <td>60 3DK</td> <td>1階 13人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>伊興五丁目 (4棟・5階建)</td> <td>1戸 (3階)</td> <td>62 3DK</td> <td>1階 24人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>弘道一丁目第2 (1棟・5階建)</td> <td>1戸 (3階)</td> <td>62 3DK</td> <td>1階 12人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>伊興町本町第2 (4棟・4階建)</td> <td>1戸 (5階)</td> <td>62 3DK</td> <td>1階 46人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>新田二丁目 (2棟・4階建)</td> <td>2戸 (4階)</td> <td>55 3DK</td> <td>1～3階 56人</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>大谷田二丁目 (5棟・4階建)</td> <td>6戸 (3・4階)</td> <td>48～55 3DK</td> <td>1～2階 41人</td> <td>87人</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>大谷田一丁目第2 (1棟・4階建)</td> <td>1戸 (4階)</td> <td>61 3DK</td> <td>1～2階 7人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>大谷田一丁目第3 (1棟・4階建)</td> <td>5戸 (3・4階)</td> <td>61 3DK</td> <td>1～2階 11人</td> <td>75人</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>関原一丁目コミュニティ (5棟・5階建)</td> <td>1戸 (5階)</td> <td>58 2DK</td> <td>1～2階 57人</td> <td>11人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>20戸</td> <td></td> <td>282人</td> <td>292人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ No. 6～9 (網掛け) は建替え事業を行っている住宅のため、垂直避難住戸としての活用は、No. 6は令和5年度末、No. 7～9は令和9年度末までとなる。</p>					No	住宅名 (棟数・規模)	活戸数 (対象階)	面積(m ²) 間取り	浸水階及び 居住者数	収容可能 人数	1	竹の塚六丁目 (2棟・5階建)	1戸 (5階)	51 3DK	1階 15人	14人	2	伊興町前沼 (2棟・5階建)	1戸 (3階)	60 3DK	1階 13人	15人	3	伊興五丁目 (4棟・5階建)	1戸 (3階)	62 3DK	1階 24人	15人	4	弘道一丁目第2 (1棟・5階建)	1戸 (3階)	62 3DK	1階 12人	15人	5	伊興町本町第2 (4棟・4階建)	1戸 (5階)	62 3DK	1階 46人	15人	6	新田二丁目 (2棟・4階建)	2戸 (4階)	55 3DK	1～3階 56人	30人	7	大谷田二丁目 (5棟・4階建)	6戸 (3・4階)	48～55 3DK	1～2階 41人	87人	8	大谷田一丁目第2 (1棟・4階建)	1戸 (4階)	61 3DK	1～2階 7人	15人	9	大谷田一丁目第3 (1棟・4階建)	5戸 (3・4階)	61 3DK	1～2階 11人	75人	10	関原一丁目コミュニティ (5棟・5階建)	1戸 (5階)	58 2DK	1～2階 57人	11人		合計	20戸		282人	292人
No	住宅名 (棟数・規模)	活戸数 (対象階)	面積(m ²) 間取り	浸水階及び 居住者数	収容可能 人数																																																																								
1	竹の塚六丁目 (2棟・5階建)	1戸 (5階)	51 3DK	1階 15人	14人																																																																								
2	伊興町前沼 (2棟・5階建)	1戸 (3階)	60 3DK	1階 13人	15人																																																																								
3	伊興五丁目 (4棟・5階建)	1戸 (3階)	62 3DK	1階 24人	15人																																																																								
4	弘道一丁目第2 (1棟・5階建)	1戸 (3階)	62 3DK	1階 12人	15人																																																																								
5	伊興町本町第2 (4棟・4階建)	1戸 (5階)	62 3DK	1階 46人	15人																																																																								
6	新田二丁目 (2棟・4階建)	2戸 (4階)	55 3DK	1～3階 56人	30人																																																																								
7	大谷田二丁目 (5棟・4階建)	6戸 (3・4階)	48～55 3DK	1～2階 41人	87人																																																																								
8	大谷田一丁目第2 (1棟・4階建)	1戸 (4階)	61 3DK	1～2階 7人	15人																																																																								
9	大谷田一丁目第3 (1棟・4階建)	5戸 (3・4階)	61 3DK	1～2階 11人	75人																																																																								
10	関原一丁目コミュニティ (5棟・5階建)	1戸 (5階)	58 2DK	1～2階 57人	11人																																																																								
	合計	20戸		282人	292人																																																																								

2 居住者への周知

対象の住宅の自治会に情報提供し、垂直避難住戸について説明を行う。

3 運営方法

- (1) 区が発表する避難情報で警戒レベル3（氾濫警戒情報）の発令が想定される2時間程度前までに区職員が対象住宅の鍵を開ける。
- (2) 同時に浸水の恐れがある階の入居者に案内を配布し、緊急時には上階の垂直避難住戸に緊急避難が可能であることをお知らせする。
なお、垂直避難住戸に区職員は配置しない。

4 都営住宅の活用における東京都との協定について（参考）

令和2年度に、東京都と足立区で締結した「水害時の緊急避難先としての都営住宅等の空き住戸使用に関する協定書」に基づき、都から以下の垂直避難住戸の提供を受けることとなった。

(1) 令和4年度に都から提供を受ける予定の都営住宅

No.	都営住宅名	戸数	No.	都営住宅名	戸数
1	青井四丁目第3	2	10	北鹿浜第2	1
2	江北三丁目	9	11	足立中央本町四丁目	2
3	江北四丁目	2	12	六ツ木町	4
4	西綾瀬三丁目第2	2	13	大谷田一丁目	1
5	弘道一丁目	1	14	花畑八丁目	2
6	弘道一丁目第3	1	15	宮城第3	5
7	弘道二丁目	1	16	宮城一丁目	2
8	綾瀬七丁目	2	17	新田一丁目	2
9	鹿浜五丁目	1			
合 計					40

※令和3年度の提供は、12棟23戸

(2) 活用方法について

今後提供を受ける都営住宅の自治会に情報提供し、運営方法等について協議を行っていく。

5 垂直避難住戸に対する備品等について

- (1) 電気及び水道は、氾濫警戒情報が発令される前に区が手続きを行い、利用可能とする。
- (2) 住戸には照明、トイレトペーパー、非常時用ランタンを配備する。

問題点
今後の方針

対象住戸の自治会への説明及び備品等の配備を遺漏なく行う。

建設委員会情報連絡

令和4年6月30日

件名	大谷田区営住宅集約建替計画の居住者対応について															
所管部課名	建築室住宅課 区営住宅更新担当課 足立福祉事務所東部福祉課															
内容	<p>大谷田地域の区営住宅集約建替計画について、居住者を対象として、居住者情報交換会を開催したので報告する。</p> <p>1 目的</p> <p>(1) 建替え事業の流れ、今後のスケジュールを確認する。 (2) 足立福祉事務所東部福祉課が合築されることを案内する。</p> <p>2 開催結果</p> <p>(1) 日時 令和4年6月3日(金) 午後7時～午後8時 令和4年6月4日(土) 午前10時～午前11時 (2) 場所 中川小学校 体育館 (3) 参加状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">団地名</th> <th style="width: 20%;">参加者数</th> <th style="width: 50%;">参加世帯数／総世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大谷田二丁目</td> <td>27 人</td> <td>25 / 41 世帯</td> </tr> <tr> <td>大谷田一丁目第2</td> <td>7 人</td> <td>7 / 12 世帯</td> </tr> <tr> <td>大谷田一丁目第3</td> <td>10 人</td> <td>9 / 11 世帯</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>44 人</td> <td>41 / 64 世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 参加者の主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建替えや仮移転の流れがわかり安心した。 ・ 大谷田地域に住み続けることができうれしい。 ・ 工事がスムーズに進んでほしい。 ・ 建物の大きさや向き、部屋の大きさ、間取りの詳細を知りたい。 <p>4 主な意見への対応</p> <p>建物の基本設計・実施設計を経て、令和7年度に居住者へ計画プラン等を丁寧に説明していく。</p>	団地名	参加者数	参加世帯数／総世帯数	大谷田二丁目	27 人	25 / 41 世帯	大谷田一丁目第2	7 人	7 / 12 世帯	大谷田一丁目第3	10 人	9 / 11 世帯	計	44 人	41 / 64 世帯
団地名	参加者数	参加世帯数／総世帯数														
大谷田二丁目	27 人	25 / 41 世帯														
大谷田一丁目第2	7 人	7 / 12 世帯														
大谷田一丁目第3	10 人	9 / 11 世帯														
計	44 人	41 / 64 世帯														
問題点 今後の方針	今後も区営住宅居住者の理解を基に移転、合築を進められるよう、事業内容を丁寧に説明していく。															